ぼだいじ訪問看護ステーション

訪問看護 • 介護予防訪問看護運営規程

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人近江ちいろば会(以下「事業者」という。)が開設するぼだいじ訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。
 - 2 事業所の看護職員等が、要介護状態〔要支援状態〕にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等(以下「要介護者〔要支援者〕」という。)に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護事業所の看護職員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指す ものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活 を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって 利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従事者ならびに設備 および運営に関する基準等を定める条例」、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従事者 ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例」を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ぼだいじ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 滋賀県湖南市菩提寺327番地4
- 2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ぼだいじ訪問看護ステーション サテライト草津
- (2) 所在地 滋賀県草津市上笠1 丁目 1-22

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を 遵守させるため必要な指揮監督を行う。また、自らも事業の実施に当たる。

(2) 看護職員等

看護師 2人以上(常勤職員・非常勤職員)

看護職員等(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防にあっては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し、事業の提供に当たる。

(3)事務職員 1人 (常勤兼務)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとする。
- (1) 症状の観察
- (2) 整容・清潔のケア
- (3) 食事・排泄ケア
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養·介護相談
- (6) 褥瘡予防・褥瘡等皮膚の処置
- (7) 浣腸・摘便等の排便コントロール
- (8) ターミナルケア
- (9) 留置カテーテル等の管理
- (10) その他の医療処置

(利用料等)

- 第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理 受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円
- 3 前第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 サービスの利用をキャンセルされた場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求する。
- (1)前日17時までに連絡があった場合、または、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しない。
 - (2) 前日17時を過ぎて連絡があった場合は2,000円を請求する。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、湖南市、野洲市、甲賀市水口町、近江八幡市、守山市、東近江市、竜王町、 栗東市、草津市、日野町の区域とする。

出張所名	実施地域
サテライト草津	草津市

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護

支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努める。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における 研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1か月以内
- (2)継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成25年10月 1日から施行する。この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。この規定は、平成31年 2月 1日から施行する。この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。この規定は、令和 2年 9月 1日から施行する。この規定は、令和 3年10月 1日から施行する。この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。